

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称 第6回丹波篠山市丹波の森づくり推進検討委員会

2 開催日時 令和8年7月10日(金)15時00分から16時30分まで

※受付時間(14時45分から14時55分まで)

3 開催場所 丹波篠山市役所本庁舎3階301会議室

4 会議に出席した者の氏名

(1) 委員 安達鷹矢、吉良住晃、倉剛史、酒井達哉、田代優秋、谷垣友里、横山宜致

(敬称略・順不同)

(2) 執行機関 藤田尚位、酒井誠、中瀬文隆、大西恒輝

5 傍聴人の数 0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別 公開

7 会議資料の名称

第5回丹波の森づくり推進検討委員会の意見のまとめ資料1

条例案資料2

比較表資料3

答申(提案抜粋)資料4

答申(案)の構成資料5

答申(案)資料6

8 審議の概要

1. 開 会

2. あいさつ

酒井委員より、あいさつ

3. 協議事項

(事務局)

※事務局より資料について説明※

(委員長)

目指すべき「至高の目標であり」の、「至高」はなくていいのではないか。

(A 委員)

定義について、「丹波の森」と「丹波の森づくり」を分けて記述した方が分かりやすいのではないか。

(B 委員)

同意である。

(事務局)

1号で丹波の森、2号で丹波の森づくりを規定するイメージか。

(A 委員)

Ⅰ文のなかで規定するイメージである。

(委員長)

いずれにしても分ける方向で検討いただきたい。

(C 委員)

第2条が入ったことでよかった。定義にある「この条例において」という言葉はいるのか。

(事務局)

一般的に言われるようなことをこの条例の中で定義するということで、この言い回し自体はよくつかわれている。また、丹波の森宣言を条例の中でも引用してるので、どちらがいいのかは悩ましいところではあるが、「この条例において」と言っていることから、「丹波篠山市における」という意味になると考えている。このあたり意見をいただけたらと思う。

(委員長)

区域を示すなら丹波篠山市、概念とするなら丹波篠山というところか。

(事務局)

他のところで丹波篠山市と言っていることから丹波篠山市として進めていく。

(委員長)

第2条の「暮らしの喜び」の意味するところは何か。喜びはなくてもいいのではないか。

(事務局)

意図としては「楽しくないと続かないよね」という議論が検討委員会の中であったことに加え、市施策の「ワクワク」と重ねている。

(委員長)

それであれば「喜びのある暮らし」ではないか。「楽しい暮らし」であれば、「喜びのある暮らし」のほうが馴染むのではないか。暮らしの喜びは、暮らしの側面であって感情を表現しているにすぎないような印象である。

また、同じく第2条において、「創造的な取り組みをいう」となっているが、丹波の森の冊子等では、まちづくりになっていたのではないか。

(事務局)

丹波の森協会の研修資料における「丹波の森づくり」の説明では、「…を進める取り組み」とされている。なお、この条例の中で「地域づくり」と「まちづくり」は一応使い分けており、行政関係は「まちづくり」で、市民の方や地域の方などは「地域づくり」としている。ここでの定義において「丹波の森づくり」を行うのは誰なのかと考えた時には、当然両方が主体と考えられることから、取り組みという言葉でもいいのではないかと考えている。

(委員長)

検討委員会においてそうした意見があったということで検討されたい。

(A 委員)

定義の記述と前文の記述がやや重複しているようにも見受けられる。前文で書いてあることであれば、改めて書く必要がないのではないかとも思うがどうか。

(事務局)

どちらかにだけ書き込むとすれば定義の方が大事だと考える。前文の役割の一つとしては、こうしたシビアな場面があるかどうか別として、条例の解釈や運用方針を見出さなければならないときに、前文の記述がその頼りになることは想定される。もちろん前文にあっても差し支えはないが、少なくとも定義の方には置いておかなければいけないということは言えるのではないか。

(D 委員)

第3条の(5)について、文部科学省は「一人一人」と漢字で書く。ただ新聞は、併記されていたりする。「一人ひとり」とされた意図を確認しておきたい。

(事務局)

行政の公文章では、「一人ひとり」としていることから、こう表記したに過ぎない。法政執務上どちらがいいのかは確認する。

(D 委員)

新聞の世界では、「ひとり」に平仮名を使う場合は、各々が強調される意味があることをお伝えしておく。

(E 委員)

基本理念(4)が分かりにくいので説明をお願いしたい。

(事務局)

(4)については、前回の条文で言うと、(3)が該当する。その(3)では、「森の資本を活かすなかで、多様な人々との出会いを育み、そこで見つけ出した新しい価値や活気が、ふたたび地域の守り手となる「健やかな循環」」を育てていくこと。」であった。これはこれまでの検討委員会において、丹波の森の条例の問題設定が、かつては「開発の圧力」、ただ今は使われなくなったこと、つまり「アンダーユース」の問題になっていることを議論の土台としたうえで、「これからどう使っていくのか」ということが次に問題になってくる。しかし、ボランティアだけでは限界があることも踏まえ、経済性をいかに持たせていくかという仕掛け、そういった考え方が必要になってくることも委員会のなかで確認した。そこで、自然や歴史、文化など「丹波の森」を構成する資産を、「森の資本」として表して、これをしっかりと活かして、新たな価値等を生み出すことで、人が集まり、繋がっていく。こうすることで、さらに経済性が生まれ、さらに人が集い、次の担い手につながっていくという「循環」を生み出していく起点となる言葉として「森の資本」を使おうとした。こうした自然や歴史や文化という丹波の森を構成する資産の活用と経済性の両立、そして人のつながりという循環を「健やかな循環」という言葉で表している。ただ、少し長くてわかりにくいというご意見が検討委員会であったので、シンプルにしようとした結果が原案になっているとご理解いただければありがたい。

(E 委員)

今の説明があると内容がずっと頭に入ってくる。(1)から(3)、(5)はそれなりにイメージできるが、(4)の抽象度が上がっていることから、確認をした。そのうえで、今言ったような説明、アンダーユースの課題や「健やかな循環」の意味するところをより具体的に書き込んで表現いただきたい。

(C 委員)

「健やかな循環」という表現はポジティブで評価できる。民間業者の目線から見たときに、自分に無関係だとは思わない表現であると考ええる。私の主観ではあるが、伝えておきたいことがある。それは「人財」という表現である。ブラック企業とか、従業員の

やりがい搾取しているような、10年前のIT系企業をイメージしてしまう。こだわるものではないが、普通の人材でいいのではないか。

（委員長）

生業を興すってというのは、起業だけに留まるもののように思われるので、大切にしていきたいものであるっていうことが分かるような表現に改めていただきたい。

（D 委員）

第4条の（2）について、「歴史、文化、恐竜化石」と恐竜化石だけがあまりにも具体的に書かれている。「自然、歴史、文化」でいいのではないか。

（事務局）

丹波の森創造プランでは、恐竜化石が結構特出しされているので、それになったかたちになっている。

（C 委員）

同じく（3）について、「関わる人々と互いに応援」となっているが、「関わる人々を互いに応援」ではないか。

（事務局）

ここでは、市民が森づくりに関わる人々を応援するということだけではなく、市民が丹波の森づくりに関わる人々と互いに応援し合うとしている。これは、お客さんのように応援するのではなく、自分も丹波の森づくりに取り組んでいる状況の中で、他の人の取り組みも応援するっていう状態をイメージして「と」としている。

(E 委員)

基本理念の(2)にある「自然の回復、再生」という考え方を、事業者の役割にも入れたいと考えている。現状の規定で、その趣旨が読みとれるものなのか。

(事務局)

まずネイチャーポジティブの考えかたは、前回の検討委員会において意見があったことを踏まえ、本日提案している。では、そうした役割が果たされるよう、各主体の役割に埋め込んでいるかということ、現状ではできてはいない状況である。

(E 委員)

最近の経済産業省と農林水産省による省庁連携事業でも事業者メインとなっていることから、そうした規定を置ければいいと考えている。

(委員長)

事業者の規定については、文末の「こと」や、主語の有無、歴史と文化と風土のように他のところでも出てきている文言と異なるところがある。丹波の森の「」についても抜けていると思われる。他の主体の役割などの規定と、平仄を揃えるようにしていただきたい。また事業者の(2)と(3)については、同じことを言ってるような気がする。

(事務局)

主語等の部分と丹波の森の「」については修正する。第5条の1号、2号、3号については、役割を丹波の森づくりへの関与度をグラデーションとして規定している。第1号は規制的、第2号は地域社会の一員としての協力、第3号は事業活動として丹波の森の各種資産を使って事業活動を展開していくようなイメージとしてそれぞれの規定を置いてある。

(委員長)

事業者の皆さんの印象はどうか。

(E 委員)

この第5条の各号については、それぞれ規定が異なると受け止めており、きれいに記述できていると考える。

(委員長)

先ほどのネイチャーポジティブを踏まえた事業者の役割をどのように規定していくのかについて、もう少し議論していきたい。記述するとしたらどの号になりそうか。

(E 委員)

2号はbeとして、3号はdoという記述のグラデーションがある。こうした記述を踏まえれば、3号に馴染むのではないかと考えている。ただ、3号は3号で、丹波の森の資産に価値を加えて社会に提供するところに留まっている印象がある。表現したいことは、その営みそのもの、事業活動そのものが行われることによって、自然が豊かに残っていくということが伝わっていくようなものを狙っていきたい。現状、自然保護の域を抜け出していない。

(委員長)

保全だけではなく、事業活動そのものがそれになってるっていう状態。損なわないとか、上手に利活用するとかのレベルではなく、さらに踏み込んで、自然を作り出していくというようなスケール感の話と受け止めた。

(C 委員)

行政に対する補助申請の際に、補助要綱に、丹波の森の理念をちゃんと守られるかっていうことを入れておくのも良いかもしれない。単なる保全というメッセージだけでなく、事業活動自体と一緒に丹波の森づくりになっているっていう状態が望ましい。

(委員長)

事業者の役割として、4つ規定したからといって、特別多いということはないと思われるが、皆さんのご意見をお聞きしたい。

(A 委員)

守り育てるのは従来の考え方であって、ネイチャーポジティブは再生していく、再興していくもの。こうした姿勢を書き込んでいくのか、いやそうではないところなのではないかと思うが、ネイチャーポジティブは最近主流になりつつある考え方ではある。

(委員長)

それでは、皆さんの意見を踏まえ、追加する方向で文案を考えていく。

続いて、6条の関係人口等の役割について、1条の目的での記述と6条での記述が違うが、揃えておかななくてもいいのか。

(事務局)

関係人口等の規定ということで、必ずしも移住を志す人々だけではないこともあり、幅を持たせている。前回の委員会では、観光客についても規定するようにとの意見もあったことから、今回、訪問する人々というものを追加しており、結果的に目的と似た規定になっている次第である。

(C 委員)

関係人口等の規定について、課されていることばかりだなと思っている。訪問する人々は、丹波篠山に来て、いいと思ってきている。「空が広い」「夕焼けが綺麗」「小鳥の声が聞こえる」とか。こういうものが、「丹波の森」の考え方から生まれてきたものであって、それを享受するのであれば、その背景にある努力などにも思いを向けてくださいねというメッセージだと思っている。ただ、この規定だと課されてる感じがするので、背景の部分の表現を検討していただきたい。

(事務局)

観光客の方が魅力に思っただん波篠山に来てくれているものが、実は地域の人たちのいろんな営みがあって、支えられているものだから、こういう風にしてほしいという前段がわかるような文章をこの第6条の方に盛り込んではいかがでしょうかというご意見だと受け止めた。

(C 委員)

「丹波の自然や文化を楽しんでいってください。ただそれは先人の営みがあって残っているものだから、一緒に取り組んでいきましょう」というメッセージを第6条の最初に書いていただきたいと思います。

(委員長)

それでは事務局で検討いただきたい。また、ここも自然、歴史、文化の記述があるので、先ほどいったとおり確認されたい。それでは、次に第7条の行政の役割について意見願う。

(D 委員)

学校教育っていうことになる小学校で幼稚園までになる。保育園、認定子ども園が入らない。よって、「学校園や地域での環境学習の場において」という表現が、社会教育の環境学習もカバーできる表現になっているのではないか。

(委員長)

環境学習の「環境」はいるか。

(B 委員)

イメージの助けにはなる。

(A 委員)

環境学習だと自然を対象にしたイメージがあるが、それでいいのかという問題がある。

(事務局)

ふるさと教育というのはどうか。

(D 委員)

兵庫県のふるさと教育の業務担当をしているが、社会教育のなかではふるさと教育とはあまり言わないことから、地域という場の言及に留めておいてもいいかもしれない。

(C 委員)

まずⅠ号が入ったのはよかった。そのうえで、どの程度取り組んでいるのかといった定量あるいは定性の評価をしていくことが大事ではないか。それは年にⅠ回とか、何年にⅠ回とかでも構わない。

(委員長)

それはあるといい。なお、行政の役割で入れるのか、8条の全体の連携のところで行うのか、9条として別途独立して規定するという議論はあると思う。

(C 委員)

評価の仕方が難しいという問題点はあると思う。

(A 委員)

この条例は理念がまずあって、具体的に何かをするという条例ではそもそもないだけに難しい。

(C 委員)

定量的な評価とかで言うと、例えば、丹波の森づくりに関わる補助事業を何件実施したかというのはありうると考える。

(委員長)

提案書において、評価指標を今後検討していくことを盛り込むことは可能であり、それに基づき評価していくようにすればいいのではないか。

(事務局)

丹波の森協会において、認知度のような指標についてはもっていないか。

(A 委員)

市としてやろうとした場合には、総合計画で運用していくほかないのではないか。県民意識調査などはやっている。

(委員長)

ジャストアイデアではあるが、あらかじめアンケート予算を置いておいて、ある年は市民、ある年は観光客という運用で進めていけば何年か後にそれぞれの主体をフォローできる。

(A 委員)

イメージの変化を捉えるような調査もおもしろいかもしれない。

(B 委員)

丹波の森づくりに関して、市で実施したことを総括するような定性的評価でもいいのかもしれない。そうした報告書を蓄積させていくことも意味がある。

(E 委員)

基本理念にある(2)、(3)、(4)に絡むような事業について、定量的に把握評価できなくとも、事業を定性的にせよ評価すること、まとめることは重要な意味があると考ええる。

(委員長)

評価については条例で規定していく方向で検討していくこととする。

(事務局)

7条の行政関係か、8条の全体連携で規定すべきか。

(C 委員)

庁内連携の進捗として評価が必要であると考えている。

(B 委員)

どうやってやるかという問題点はある気がする。

(A 委員)

いずれにしても、市民の評価や事業者の評価をしないといけない以上、行政の役割で規定すればいいのではないか。

(C 委員)

例えば観光振興に関する計画で、この条例とまったく異なるようなことが書かれているのは避けなければならない。

(事務局)

行政のなかで記述する方向で考えていく。総合計画の中でやっていくということで進めていく。職員の理解度についても把握する必要があると考えており、丹波の森協会と

連携してアンケート調査に取り組む考えもあることから、うまく連携して取り組んでいきたい。

(C 委員)

総合計画の見直しの際に、ちゃんとその振り返り項目を入れておくことが重要と考えていることから、検討いただきたい。

(事務局)

なお、(3)において、「市民、事業者、関係人口」としているが、「関係人口等」に修正する。

(委員長)

では8条の全体の連携について、お願いします。なお、「および」はひらがなでいいのか、そして「とも」についても漢字のところとそうでないところがあるので確認されたい。

(事務局)

今後、最終チェックしていく。条例の内容が概ね決まれば、最後、法制執務の方で確認していくことから、趣旨を損なうことなく表現を変える可能性はあるのであらかじめご理解いただきたい。

(D 委員)

前文にある「農村」について、丹波篠山市は農村として定義していいのか。

(事務局)

昨年開催した丹波山国際博においては、「日本の美しい農村、未来へ」というキャッチフレーズで展開してきている。丹波篠山は都市的ではないという意味で農村という言葉を使ってきている。

(委員長)

「農村」を取ったとしても、影響はないのではないか。

(D 委員)

市として整合性があるのであればその判断はお任せする。

(E 委員)

これは農業政策としての話なのか、そうでないのかによっても異なってくるのではないか。そうした意味で、例えば、ここで「農都」と書くのは、全然違う話になってしまうのか。また、丹波篠山市ではいけないのか。農村という言葉を使うことに違和感はある。

(C 委員)

ここに、「自然、歴史、文化」を入れることも可能ではないか。

(事務局)

皆さんの意見を踏まえ、農村については取る方向で考えさせていただきたい。

(委員長)

タイトルについてはどうか。

(D 委員)

タイトルの丹波篠山市の後ろに半角スペースを入れられないか。

(事務局)

条例にスペースの使用はまずない。

(D 委員)

このままだと「丹波篠山人」となり、「北京原人」みたいな感覚になる人もいるのではないか。「における」を入れてもいいのかもしれない。

(事務局)

正式な条例名称はこうなるが、普段口にする場合は冒頭の「丹波篠山市」を言うことはほとんどないと思っていいのではないか。

(委員長)

丹波篠山市の条例をみていると、ほぼすべてといっていいほど「丹波篠山市～条例」となっている。

(事務局)

丹波篠山市「における」をいれるというのはひとつの方法かもしれない。

(委員長)

ふるさとに乾杯条例については、「丹波篠山」となっている。なお、前文と1条から成っている。丹波篠山ふるさと基金条例というものもある。

(事務局)

このふるさと基金条例は特出ししている珍しい例。なお、冊子なんかだと「人と自然と文化」を「」で括ることもある。

(F 委員)

タイトルについて、繋ぐっていう言葉が素敵だなと思うので、次世代で繋ぐを入れた方がいいのではないかな。

(事務局)

前の委員会での提案タイトルは、「未来へ繋ぐ」である。丹波の森を説明する言葉があるとの意見があって、「人と自然と文化が調和した」という言葉と入れ替えた。

(委員長)

人と自然と文化が調和した丹波の森づくりを継承する条例といったタイトルなど、複数案提示していただいて、議論して決めていきたい。

4. その他

次回委員会は、7月23日で調整のうえ決定する。

5. 閉会